

平成24年10月12日

トレモリノス条約議定書外交会議の審議結果について ～ 35年間未発効の条約に発効の道筋が ～

概要

国際海事機関（IMO）において、未発効の「漁船の安全のためのトレモリノス条約議定書」（仮称）の早期発効を目指した新協定案が作成され、それを最終化及び採択するための外交会議が南アフリカのケープタウンで開催されました。この外交会議において、我が国の意見がほぼ反映された新協定が採択されました。

10月9日から11日まで、南アフリカのケープタウンにおいて、トレモリノス条約議定書外交会議が開催されました。

我が国からは、国土交通省海事局、外務省、水産庁等により構成された代表団（団長：森雅人海事局長）が参加しました。今次会合における審議結果の概要は以下のとおりです。

1. 背景・経緯

漁船は一般船舶と異なり漁業活動も行うという特殊性を有するため、IMO においては、一般船舶と別に安全性の検討を行い、1977年にスペインのトレモリノスで漁船安全条約（仮称。いわゆるトレモリノス条約）を採択しました。同条約の発効の見通しが立たなかったことから、1993年に同条約を全面改正し、新たに漁船安全条約議定書（仮称。いわゆるトレモリノス条約議定書）として採択しました。

しかし、欧州に比べて船型がやせ形で、同じ長さの欧州の漁船に比べて容積的に小さくなっているアジア諸国の漁船にとって、同議定書は厳しい基準となっていることから、アジア諸国が未だ締結できず（我が国も未締結）、トレモリノス条約策定から約35年経った現在も同議定書は発効しておりません。

そのため、IMOにおいては、トレモリノス条約議定書の早期発効を目指し、4年前から、未締結国が締結できない問題点等を整理の上、全面的な見直し作業を進め、新協定案として取りまとめてきました。

本外交会議では、その新協定案を最終化し、採択するための審議が行われました。

2. 審議結果

新協定案は、これまでの見直し作業の過程で、我が国の漁船の実態を踏まえた提案が取り入れられたもの（検査間隔、長さトン数の読み替え、救命設備の配置等）となっています。本外交会議において、発効要件、適用免除要件等の規定を最終化の上、新協定案が採択されました。

(参考)

トレモリノス条約議定書に基づく新協定（概要）

1. 適用範囲

長さ24m以上の漁船全船が適用対象となっており、各章毎に以下の適用となっている。一部の章では、長さ45m以上の適用となっており、さらに、第8章、第9章及び第10章については、現存船についても適用対象とされている。また、我が国の実態を踏まえ、漁船の長さをトン数で読み替えることができるよう規定。（表参照）

さらに、自国の排他的経済水域及び共同漁業規制水域について適用除外とすることができる旨規定されている。

（新協定の構成）

	適用長さ	現存船適用
第1章 一般規定	長さ24m（総トン数300トン）以上	
第2章 構造	長さ24m（総トン数300トン）以上	
第3章 復原性	長さ24m（総トン数300トン）以上	
第4章 機関、電気設備	長さ45m（総トン数950トン）以上	
第5章 防火・消火B部 C部	長さ60m（総トン数2,000トン）以上 長さ45m（総トン数950トン）以上60m（2千トン）未満	
第6章 船員の保護	長さ24m（総トン数300トン）以上	
第7章 救命設備	長さ45m（総トン数950トン）以上	○（一部）
第8章 訓練	長さ24m（総トン数300トン）以上	○
第9章 無線通信	長さ45m（総トン数950トン）以上	○
第10章 航海設備	長さ24m（総トン数300トン）以上	○

※現存船への適用に関して、第7、8、10章については、批准後5年間、第9章については、10年間の経過措置を設けることができる。

2. 新協定により修正された主な点

（1）検査期間

毎年検査と、我が国検査制度と同じ検査方式（年次検査の免除及び中間検査は1年9か月と3年3か月の間で実施可能）の二者選択の方式が認められている。

（2）長さトン数の読替規定

長さトン数の読替規定（24m=300国際トン、45m=950国際トン、60m=2,000国際トン、75m=3,000国際トン）が、全章について適用される旨規定されている。当該規定により主要な項目が大型漁船のみへの適用となる。

（3）救命設備関係

ア）救助艇

救助艇（我が国漁船には搭載義務なし）の搭載義務については、救助用ネット等の代替物が認められている。

イ) 救命筏、イマージョン・スーツ

救命筏については、総乗員数200%の救命筏の搭載義務（現行国内規則では100%）。イマージョン・スーツも総乗員数分を搭載する旨修正されている。

(4) 無線設備

海上における遭難及び安全に関する世界的な制度（GMDSS）設備を要求。ただし、現存船については、既に搭載されている旧型通信設備を継続して使用することが認められている。

3. 発効要件

22カ国以上の国が批准し、それらの漁船（24m以上で公海上を航行する漁船）の合計隻数が3,600隻以上になった日から12か月後に発効。EU諸国の批准のみでは発効せず、実質的にアジア諸国が批准することにより発効する要件。

以上